



2026 高機業第 0087 号
令和 8 年 5 月 1 日

高圧ガス保安協会
会長 加藤 洋



一般詳細基準審査結果通知書

通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 7 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達 5. の一般に広く活用することができるものとして容器保安規則に規定する機能性基準に適合するものであると認められましたので通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	高圧ガス保安協会
	所 在 地	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
容器保安規則の関係条項	第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 5 8 条	
一般詳細基準の題名	アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器 の技術基準 KHKS 0121 (2025)	
一般詳細基準の作成日	令和 7 年 10 月 22 日	

以上